

令和3年 議案第5号

みよし市教育委員会会議規則等の一部改正について
上記の議案を提出する。

令和3年3月17日提出

みよし市教育委員会

教育長 今 瀬 良 江

説 明

この案を提出するのは、行政手続の簡素化や行政サービスの効果的・効率的な提供に向け、押印を廃止する必要があるからである。

みよし市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則

(みよし市教育委員会会議規則の一部改正)

第1条 みよし市教育委員会会議規則（昭和32年三好村教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「年齢を記し、押印の上委員会に」を「年齢を記載し、委員会に」に改める。

(みよし市教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 みよし市教育委員会公印規則（昭和56年三好町教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「認め印を押さなければ」を「署名その他の行為をしなければ」に改める。

様式第1号、様式第3号及び様式第4号中「㊟」を削る。

(みよし市文化財保護規則の一部改正)

第3条 みよし市文化財保護規則（昭和56年三好町教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第4号から様式第8号まで及び様式第10号から様式第14号中「印」を削る。

(みよし市立歴史民俗資料館管理及び運営に関する規則の一部改正)

第4条 みよし市立歴史民俗資料館管理及び運営に関する規則（昭和56年三好町教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「管理者の署名及び押印」を「管理者の確認」に改める。

様式第2号、様式第4号中「㊟」を削る。

様式第6号中「氏名 ㊟」を「氏名 」に改める。

(みよし市スポーツ災害見舞金支給条例施行規則の一部改正)

第5条 みよし市スポーツ災害見舞金支給条例施行規則（昭和58年三好町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名 印」を「氏名 」に改める。

様式第2号中「印」を削る。

(みよし市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 みよし市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例施行規則(平成15年三好町教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号及び様式第4号中「印」を削る。

様式第5号中「氏名 印」を「氏名 」に、
「医師氏名 印」を「医師氏名 」に改める。

様式第6号から様式第17号まで、様式第19号及び様式第20号中「印」を削る。

様式第22号から様式第24号中「印」を削る。

(みよし市奨学金の支給に関する規則の一部改正)

第7条 みよし市奨学金の支給に関する規則(平成27年みよし市教育委員会規則第2号)
の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「保証人の署名の上」を「保証人の氏名を記載の上」に改める。

様式第1号、様式第2号、様式第4号及び様式第6号中「印」を削る。

(みよし市立学校体育施設スポーツ開放規則の一部改正)

第8条 みよし市立学校体育施設スポーツ開放規則(平成29年みよし市教育委員会規則
第5号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号、様式第6号、様式第7号、様式第9号、様式第11号、様
式第15号及び様式第16号中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その
他の用紙は、改正後の各様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。